

重要事項説明書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者： _____ 様

社会福祉法人 のじぎく福祉会

ケアハウス 津名やすらぎの里

定期巡回ステーション 津名やすらぎの里

1 社会福祉法人のじぎく福祉会

定期巡回ステーション津名やすらぎの里の概要

(1) 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 のじぎく福祉会
所在地	兵庫県加古川市神野町神野136-8
代表者名	栗原 英治
連絡先	079-438-9696 (代表)

(2) 事業所の概要

事業所名	定期巡回ステーション 津名やすらぎの里
所在地	兵庫県淡路市大町下65-1
連絡先	0799-62-7400
事業所番号	2891600187
管理者氏名	長濱 優年
設立年月日	令和5年2月1日
ホームページアドレス	http://www.nojigiku.or.jp
メールアドレス	tsunayasu@junfuku.or.jp

(3) 職員体制

職種	合計	職種	合計
管理者	1名	随時訪問介護員	提供時間を通じて1名以上
計画作成責任者	1名以上	定期訪問介護員	必要数
オペレーター	2名以上	訪問看護師	連携先による

(4) サービス実施エリア

実施エリア	淡路市
通常実施エリア	津名・一宮地区 (大町地区・周辺)

(5) 営業日

営業日	営業時間
365日	24時間 (同サービス提供時間)

(6) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族にとどまらず
全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

2 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
定期巡回サービス	利用者様の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、当事業所の計画作成責任者が計画書を作成し、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
随時対応サービス (オペレーションサービス)	利用者様に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者様からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配など、適切な対応を取ります。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して必要な日常生活のお世話を 行います。 ※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。
訪問看護サービス	連携先の指定訪問看護事業所（順心会訪問看護ステーション淡路）から概ね月1回の利用者様宅を訪問しアセスメントを行います（利用者様全て）。 訪問看護サービスは、主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、利用者様の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。 対象となる利用者様は、連携先の指定訪問看護事業所の重要事項説明をご参照ください。
その他のサービス	居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者などへの連絡、調整を行います。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行います。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

(2) 利用料金について

① 基本料金と他サービス利用時の減算額について

区分	基本単位 (介護のみ)	1割負担金	2割負担金	通所系サービス 利用時減算額
要介護1	5,446単位	5,446円/月	10,892円/月	62円/日
要介護2	9,720単位	9,720円/月	19,440円/月	111円/日
要介護3	16,140単位	16,140円/月	32,280円/月	184円/日
要介護4	20,417単位	20,417円/月	40,834円/月	233円/日
要介護5	24,692単位	24,692円/月	49,384円/月	281円/日

※ 訪問看護を利用される場合、看護に係る費用については連携先指定訪問看護事業所（順心会訪問看護ステーション淡路）へのお支払いとなります。

② 加算料金について

加算	単位	料金	1割負担金	2割負担金
初期加算	30単位/日	300円/日	30円/日	60円/日
総合マネジメント 体制強化加算（Ⅰ）	1,200単位/月	12,000円/月	1,200円/月	2,400円/月
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	750単位/月	7,500円/月	750円/月	1,500円/月
令和6年5月までの介護職員等処遇改善加算				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	（Ⅰ）所定単位数（加算を含む基本単位）×13.7%/月			
特定処遇改善加算Ⅱ	（Ⅱ）所定単位数（加算を含む基本単位）×4.2%/月			
介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位数（加算を含む基本単位）×2.4%/月			
令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算				
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	（Ⅰ）所定単位数（加算を含む）×24.5%/月			

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。

※ 原則として料金表の利用料金の1割が、利用者様負担額となります（所得によって2割負担となる方もいます）。

※ 利用者様が介護保険利用者負担額の減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

※ 月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

※ 1ヶ月の利用料の目安（総単位数とは、基本単位＋各種加算単位となります。）

{総単位数＋（総単位数×介護職員処遇改善加算比率）} ×単位数単価 10.00
×負担割合＋介護保険給付対象外サービス費＝利用料金

※ 短期入所系サービスを利用された場合及び医療保険適用となった場合は、当該月は日割り計算となります。

※ 下記の①の場合は、600 単位減算となります。

下記の②の場合は、900 単位減算となります。

① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者（②に該当する場合を除く）

② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 50 人以上／月の場合

③ 介護保険給付対象外サービスの利用料は、利用者様の全額負担となります。

	利用料金
ケアコール機	貸出は無料。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。 メンテナンスの為、毎月定期診断通報を行います。通信料の電話料金は、利用者様負担となります。 ケアコール端末機の定められた使用方法以外の事由に起因する故障・紛失等に関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。
交通費 （通常実施エリア 外の場合）	通常実施エリアを超えての訪問毎に以下の料金を負担いただきます。 通常実施エリア大町地区・周辺を超える 5 km未満 100円 5 km以上～10 km未満 200円 以降、5 km毎に 100円

(4) 利用料等のお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日頃に当月分の料金を請求いたします。「淡陽自動振替サービス」をご利用される場合、15日にご指定いただいた口座より引き落としとなります。15日が土曜日及び日曜日の場合は、次回営業日に引落としとなります。

振込・窓口払いの方は、毎月20日までに下記口座までお支払い下さい。

支払い方法	概要
窓口支払い	平日午前9時から午後5時まで受付いたしております。
金融機関への振込み	※振込料は契約者側負担となります。 振込先 淡陽信用組合 志筑支店 0215509 社会福祉法人のじぎく福祉会 定期巡回ステーション津名やすらぎの里 管理者 長濱優年
淡陽自動振替サービス	契約者の淡陽信用組合口座より利用料金を引き落とします。

3 事業者が提供するサービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情等受付窓口	窓口責任者	対馬要士
	ご利用時間	9:00 ~ 17:00 (月~金曜日)
	電話番号	0799-62-7400
	FAX 番号	0799-62-7401

※ 当事業所以外に以下の相談・苦情窓口へご相談することもできます。

- 淡路市 長寿介護課 Tel : 0799-64-2511 (直通)
Fax : 0799-64-2529
- 兵庫県国民健康保険団体連合会 Tel : 078-332-5617
Fax : 078-332-5650

4 サービス利用にあたっての留意点

(1) サービス提供を行う訪問介護員

- ① サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ② 利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者様は「2 サービスの内容と費用」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② サービス実施に関する指示・命令

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の状況、又は事業所の事情によって、予め計画していたサービス計画を変更することがあります。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類など資産管理を主とする預かり

③ 利用者様又はそのご家族等からの金銭、物品、飲食の授受

④ 利用者様の同居家族等に対する訪問介護サービスの提供

⑤ 利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、

⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除く）

⑧ 利用者様又はその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(5) サービスの縮小、又は一時停止

① 利用者様が医療機関へ入院した場合

② 自然災害により、事業所が通常のサービス提供が難しいと判断した場合

③ その他、非常事態が発生した場合

(6) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに担当の居宅介護支援専門員へお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス及び契約を終了いたします。

ア 利用者様が介護保険施設に入所した場合

イ 利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援と認定された場合

ウ 利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は担当の介護支援専門員へ解約の意向を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ 利用者様がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、または利用者および家族の著しい不信行為（暴言、暴行、セクシャルハラスメントなど）により契約の継続が困難になった場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付し、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

兵庫県淡路市大町下65-1

社会福祉法人 のじぎく福祉会 定期巡回ステーション 津名やすらぎの里

施設長(管理者) 長濱 優年 印

説 明 者 _____ 印

上記説明者より、重要事項説明書の交付と説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行事由：

保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

令和 6年 4月 1日 施行